

中央大学社会科学研究所「人を対象とする研究倫理審査委員会」内規

(目的)

第1条 この内規は、中央大学社会科学研究所の研究員、客員研究員、準研究員が、人を対象とした研究成果を社会科学研究所から刊行する場合、その研究成果が、倫理的、法的、社会的に適正なものとなることを確保することを目的とする。

(研究者の責務)

第2条 中央大学社会科学研究所に所属する研究者（研究員、客員研究員、準研究員）は、人を対象とする研究を行う場合、研究者自身の判断に基づき、研究計画または研究成果の倫理審査を受ける。

(委員会の設置)

第3条 この内規の目的を達するため、社会科学研究所運営委員会に倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の任務)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、研究倫理上の審査を行う。

- 一. 研究者から申請された研究計画または研究成果に係る事項
- 二. その他委員長が特に指示する事項

(委員会の構成)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- 一. 編集・出版委員 1名以上
- 二. 運営委員 1名以上
- 三. 社会科学研究所以外の当該事項に関する学識経験者 1名以上

2 前項の委員は、運営委員会の議を経て、研究所長が任命又は委嘱する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前委員の残任期間とする。

(委員長)

第7条 委員の互選により委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員会を招集し議長を務めるとともに、会務を主宰する。

(委員会の議事)

第8条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。

2 委員会の決定は、出席委員の3分の2の賛成により行う。

3 委員長は、必要があると認めるときは、申請者又は申請者が指名する共同研究者に委員会への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 委員は、自己の申請に係る審査には、関与することができない。

(審査の申請)

第9条 申請者は、倫理審査申請書(1号様式)を、委員長に提出する。

- 2 委員長は、前項の申請がない場合においても、必要があると認める場合は、研究計画又は公表を予定する研究成果について、申請を求めることができる。
- 3 委員長は、本条第1項および第2項に基づく申請について、速やかに委員会を開催する。

(審査の判定)

第10条 審査の判定は、出席委員の3分の2の賛成により行う。

- 2 審査の判定は、次の各号に掲げるいずれかとする。
 - 一. 承認
 - 二. 条件付承認
 - 三. 変更の勧告
 - 四. 不承認
 - 五. 非該当
- 3 審査経過及び判定は、記録として保存し、原則として公表しない。ただし、委員長が必要と認める場合は、当該研究の申請者及び研究対象者の同意を得て、審査経過及び審査結果の内容を公表することができる。

(判定の通知)

第11条 委員長は、審査終了後、直ちに当該申請者に対し倫理審査結果通知書(2号様式)を通知する。

- 2 前項の通知に当たり、審査の判定が第10条第2項第二号、第三号、第四号に該当する場合は、倫理審査結果通知書に理由等を記入しなければならない。
- 3 委員会の審査を経た研究計画の申請者は、委員会の求めに応じ、研究の経過及び結果について委員会に報告しなければならない。

(判定後の判断)

第12条 第10条第2項第二号または第三号の判定を受けた申請者は、あらたに提出された研究計画または研究成果を提出しなければならない。

- 2 前項により提出された研究計画または研究成果の審査・判定については、委員長に一任する。

(研究計画の変更)

第13条 申請者は、委員会で承認を得た研究計画を変更しようとするときは、遅滞なくその旨を委員会に報告しなければならない。

- 2 委員会は、前項の報告について必要があると認めるときは、当該変更に係る研究計画について改めて審査の手続きをとる。

(倫理審査証明)

第14条 委員長は、次の各号に掲げる目的のため請求があった場合は、委員会の審査結果に

基づく倫理審査証明書を発行する。

- 一．学術雑誌等への投稿に際し、委員会の意見書等が求められている場合
- 二．研究材料等の入手に際し、委員会の同意書等の提出が求められている場合
(庶務)

第 15 条 委員会の事務は、研究所合同事務室が所管する。

(内規の改廃)

第 16 条 この内規の改廃は、運営委員会の承認を必要とする。

(雑則)

第 17 条 この内規に定めるもののほか、内規の施行に当たり必要な事項は、委員会の発議に基づき、運営委員会が決定する。

附 則

この指針は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

2020 年 3 月 6 日 運営委員会、研究員会承認